

琉球大学学術リポジトリ

[論文] 沖縄の火葬場：死・人間・環境

メタデータ	言語: 出版者: 沖縄地理学会 公開日: 2018-11-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 近藤, 功行 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002017668

沖縄の火葬場

— 死・人間・環境 —

近藤 功行*

I はじめに

筆者は1986年より沖縄本島の北に隣接する奄美群島（鹿児島県大島郡）の与論島（鹿児島県大島郡与論町、人口約7,200人・周囲約22 kmの島）と沖縄本島及び周辺離島を中心に、終（つい）の場所をめぐる、「死」の総合的な現地調査を行っている。

南島（南西諸島の総称）ではこれまで、死後数年を経て、「洗骨改葬」という死者儀礼が通過儀礼として行われていた。しかし、この死者儀礼は与論島など一部の地域を残して消滅している。その最大の理由が火葬場建設による葬法の変化である。火葬場建設に至る社会・文化的背景は地域によって様々であろうが、南島の全体像を抽出した研究は見られない。

このように、「死」に関わる諸事項、また「死」そのものは伏せられたテーマでもあるが、今回は「火葬場」という一つの施設（物質文化）を通して、文化と死生観といった立場から述べてみたいと思う。

II 方法及び調査内容・期間

沖縄県には23箇所、奄美群島には6箇所の火葬場がある。これら火葬場の建設に至る社会・文化的背景を行政当局の保管資料で追うと共に、行政当局の取り組みなどを現地調査から資料を収集し、南島の全体像を把握する。

資料は、沖縄県庁環境保健部環境衛生課、鹿児島県庁環境保健部生活衛生課、南大東村・北

* 琉球大学大学院

大東村を除く火葬場設置自治体、厚生省生活衛生局、（社）全日本墓園協会などを回って収集した。また、必要に応じて聞き取り調査などを実施した。

調査は石垣市で1989年10月に実施した以外は、1990年4月～6月に行った。また、主調査は現在継続中であるが、ここでは資料収集をほぼ終えた沖縄県の現状を述べる。

III 火葬場の調査

1. 火葬場の変遷

都道府県別にみた火葬場数の年次別の変遷を、1915（大正4）年から5年おきに、『衛生業務報告（厚生省）（1988）』から拾いあげると、1915（大正4）年には3万6,000余りあった火葬場も、昭和50（1975）年代には2万台に、1988（昭和63）年では1万余りに減少してきている¹⁾。これは、「野焼き」と呼ばれた簡素な火葬場がなくなり、近代的な火葬場に変ったことにもよる。沖縄県・鹿児島県の場合、火葬場数は1915（大正4）年には県内で1箇所という全国最低数であったものが、1988（昭和63）年には最下位の県を脱している。沖縄県・鹿児島県は高知県と並んで、戦前は火葬が明かに少なかったのである。

ここで、火葬場数の時代的推移を2つの年代をとって比べてみることにする。1915（大正4）年と1988（昭和63）年の数を比較すると、1915（大正4）年に1,000以上の火葬場を持っていた自治体は14県、50以下は4県であったのが、1988（昭和63）年では前者は2県（広島・石川

県), 後者は21都府県になっている(第1・2表). 全国的に火葬場数が50以下の都府県が増加していることがわかる. 例外は, 広島県のように依然, 県内に2,000箇所以上という数を示している県である. 北陸4県また広島県のように真宗の門徒県は火葬率(すなわち, 埋葬・火葬の事例数に対する火葬の事例数)も100%に達しているが, 広島県の火葬場数の多くは依然, 「野焼き」と呼ばれる施設が使用・未使用に関わらず統計にあがってきているためと思われる.

火葬・土(埋)葬といった葬送行為は地域性を反映したものであるが, 沖縄県の火葬場の現状を概観してみたい. 沖縄県の場合, 昭和20(1945)年代に名護市・那覇市・沖縄市・玉城村などに火葬場がつくられた. 現在, 沖縄県環境保健部には23の自治体に火葬場が設置されていることになっているが, 1村(与那城村)が廃止の状況にある.

市町村史などの文献からも, 資料を補充しているが, 行政が火葬場設置自治体としてあげている23市町村以外にも, 現在書類上の記載はないが火葬場を以前持っていた自治体もある. 例えば, 西原町(旧西原村)がその事例である.

『西原町史(1984)』によれば, 「中頭郡西原村では県民生活改善として先づ村民の洗骨弊風を打破すべく村費により三千円の経費を投じて村役場より二百間位離れた箇所に村営火葬場設置を計画し該敷地も字小那覇の有志呉屋栄信氏が寄付したが小那覇字民の一部には火葬場設置に反対したので宮平村長は去る二十日午後九時より字事務所に字民を集め県衛生課より辺野喜衛生技師出席先づ宮平村長より村当局の火葬場設置の趣意につきその必要なる所以を噛んで含める如く説明更に辺野喜技師よりも県民保健衛生上の問題からも洗骨の悪風につきその害悪を説きて懇談した結果反対していた字民も納得したので近く村では火葬場建設に着手することにな

った」とある.

1945(昭和20)年以前の火葬場については, 「野焼き」的な施設であったと考えられる. 例えば, 名嘉真(1965)によれば, 国頭村奥部落の様子が, 次のように書かれている²⁾.

「(中略)奥が本格的に火葬制を実施したのは昭和16年の初期頃からである. 但し, 伝染病死者及び小児以外は洗骨の場合に火葬する. 例外として, 鹿児島県人の池田イトがその遺書に依り火葬にされたことがある. その後火葬された人はなかったが, 昭和16年懸案の火葬制度を実施に移して来たのである. と, これまでの洗骨に変わり, 火葬が取り入れられたことについて述べている. 現在でも, その方法は続いている. しかし, 火葬場の設備はなされておらず, 海岸の砂浜等で行われているので早急に本格的な設備を整えるべきとの声が高まりつつあるという(後略)」.

沖縄本島および周辺離島の火葬場の現状は, 本島中北部域に多い傾向がある(第1図). 那覇市近郊では豊見城村のみ, 南部では玉城村のみ, となっており人口集中地域(=都市域)で火葬場が少ない.

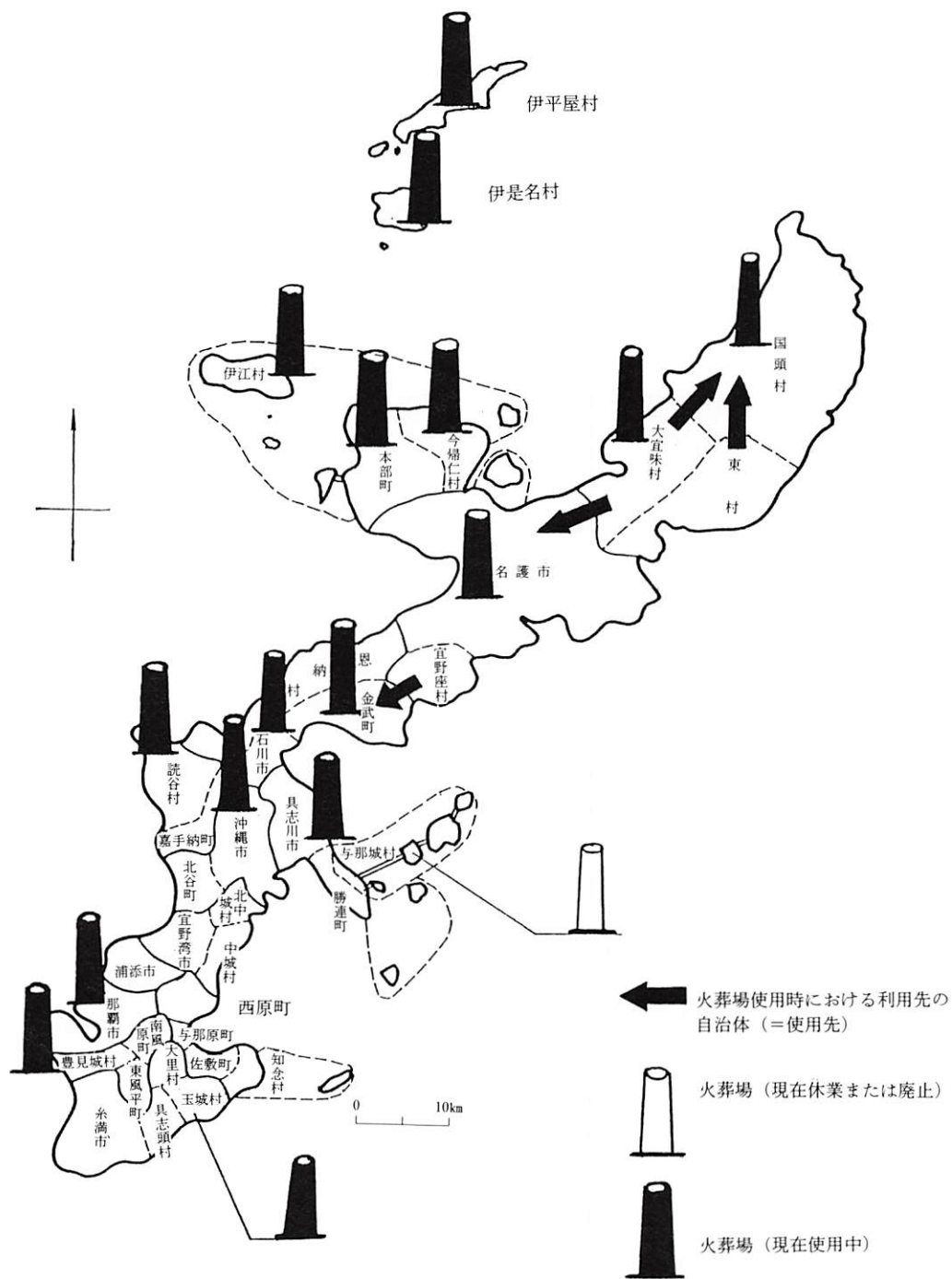
火葬場には公営・民営・第3セクターなどいくつかの運営方式がある. ①自治体単独方式→各々の自治体が単独で経営にあたる, ②広域化方式→近隣自治体との合同事業として運営にあたる, ③第3セクター方式→自治体が一部予算を計上するが, 運営は民営(営利目的), ④民間方式→株式・合名・合資会社などの形態により営利的, といった方式である.

2. 火葬場をめぐる諸側面

先にも述べたように, 今回の火葬場の調査は現在進行中であるが, これまでに判明したことは次の事項である.

(1) 火葬場の所管

火葬場の直接所管は, ①民政関係=町民課・



第1図 沖縄本島と周辺離島の火葬場

福祉課・厚生課など、②衛生関係＝保健衛生課・保健年金課・環境保健課など、③施設関係＝一部事務組合など、に分けることができる(浅香・八木澤, 1983)。火葬場の所管は自治体によって様々である。沖縄県の場合、自治体が火葬場を運営するところでの所管課名の種別は、福祉課(2村)、厚生課(2町3村)、管財課(1村)、住民課(1村)、民政課(1村)、総務課(2村)、環境衛生課(1市)、保健衛生課(1町)、衛生課(1市)である。区営・一部事務組合・公益・民営の火葬場もそれぞれ、監督指導は設置場所の自治体におかれるわけであるが、それらの課名は、火葬場業務が民営に委託されている4市では、保健衛生課(1市1町)、保健予防課(1市)、市民健康課(1市)である。他に、区営の平安座島は公民館で火葬業務を行っていたが、監督指導は与那城村環境保全課であり、一部事務組合の久米島2村は共に福祉課が、公益である石川市は環境保健課となっている。奄美群島の場合、火葬場設置自治体の所管課名の種別は、保健衛生課(1市2町)、保険衛生課(1町)、環境衛生課(1町)である。

以上のことから、沖縄県では火葬場の所管は、衛生関係よりも民政関係の課の方が多く、奄美群島ではすべて衛生関係の課であることがわかる。このように、墓地・納骨堂・火葬場の監督指導は、都道府県知事のもとに、各設置市の所管課あるいは保健所が環境衛生業務の一環として行っている。

(2) 火葬場の種類——経営的側面から

1968(昭和43)年の厚生省の通達によって、火葬場は地方公共団体か宗教法人・公益法人しか経営が認められていない(浅香・八木澤, 1983)。すなわち、営利的事業で行えば国民の宗教感情に反すると共に、仮に倒産のおそれがあることなどを考慮すると永続性に反する、といった理由からである。ただ、この通達以前か

ら運営している民営施設については、すでに住民の意識に定着しているものとして経営を認めている。

例えば、石川市における「火葬場の新設願い(県知事宛)」の文書からもそれが伺える。「(中略)火葬場の設置経営については、その施設の性格上、市町村等の地方公共団体が行うことが望ましいものであるが、石川市の財政事情は極めて厳しいものがあり、これを許し難く、半永久的にこの種の事業を経営することは極めて困難であると思料されます。火葬場という特殊性からこれまで宗教法人や、公益法人関係からの火葬場経営についての相談を受けたことはなく、また、市当局からこれら法人に火葬場経営についての打診および公告することは事実上難しい問題であります。火葬場経営のA氏は昭和53年1月死去したため長男B氏が農業のかたわら火葬場を運営していましたが、それが充分出来ず家族または、在住する市民の間にも後継者が見あたらず、その間他市町村の火葬場利用者が多々あり、地域住民に有形無形の不便をきたしておりましたが、幸いにして、C氏から経営についての申し出があったので現在まで事実上の経営者として地域住民に貢献をし、また、市民からも多大な信頼を受けて喜ばれております。個人の経営により将来赤字経営で、その火葬場の維持継続が困難な状態になった場合は、市は行政サイドから積極的な財政援助をする考えでありますので、この度の個人からの希望による火葬場申請を受け入れていただきたく、新設に同意する次第であります(後略)」。

沖縄県の火葬場は4市1村が民営で運営している。公営施設の設置を急務とする那覇市は、地域住民の同意が得られず、厳しい現状である。

(3) 火葬場未設置自治体との相互協力

公営火葬場では設置自治体が利用対象圏となり、その範囲がはっきりしている。火葬場を持たない自治体でも地域住民の金銭的負担を考慮

して、隣接の火葬場設置自治体と覚書を交わして、地域住民が同額で利用できるように取り計らっている自治体には金武町と宜野座村がある。

火葬場設置自治体の金武町と未設置自治体の宜野座村の場合、宜野座村より金武町に次のような文書「火葬処理業務の委託に関する要請(昭和57年3月)」が出されている。「(中略)人口規模の小さい本村では単独で火葬場を建設することは財政上、到底不可能な実状であり、本村における物故者(25~30人)の遺体を、これまでは名護・石川・具志川市と遠方の距離を利用してきました。つきましては、本村の実状を御理解され、昭和57年4月1日から本村も貴町の火葬場を利用致したく、下記の通り、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。記 1. 貴町火葬場利用に係わる年間の負担額 ¥1,350,000 2. 本村民の火葬場使用料金 金武町民の使用料に準ずる」。

(4) 火葬場建設に至る社会・文化的背景

火葬場建設の社会・文化的背景を得られた資料からまとめると、①生活改善運動の一環として、従来の「埋葬風習」を改めるべきであるという主旨を打ち出している自治体、②直接「埋葬風習」を改めると表記してはいないものの、婦人会などの積極的な展開運動があった自治体、③従来の葬法を改めるべき村、など様々な時代的背景と共に死者儀礼の変遷が見られる³⁾。

これら、各自治体をまわって得られた資料は第3表の通りである。近年では、建設に際し地域住民からのアンケート調査を実施するなどして、建設の是非を問う自治体などもみられる。南島では、火葬場建設による葬法の変遷がうかがえるが、大宜味村のように葬法を住民側から変えた自治体もあるが、他の多くの自治体では利用できる資金があるなどの理由から建設を行ったものであり、葬法を変えるためのものではないことが推測される。

(5) 使命を終えた火葬場

現在、使命を終えた火葬場には次のようなものがある。①改修にあたって資金が望めないもの(平安座区営)、②国立療養所の施設内に併設されていたもの(国立療養所愛楽園:名護市・1938(昭和13)年県立療養所として設立、国立療養所宮古南静園:平良市・1931(昭和6)年3月設立、両施設ともハンセン病患者の収容施設である)。現在は施設内に居住している人々も、ほとんどの人々が完治しているが、これら施設では独自の火葬場を持ち、施設の職員、入園者が死者を蛇尾に臥していた。しかし、入園者の高齢化に伴い、やがてこの役目を担っていた人々が死亡すると、火葬場の老朽化も相まって火葬場は市内にあるものを利用するようになった施設が多い。

ハンセン病施設は全国で23施設あるが、宮古南静園のように廃止になった火葬場もあれば、奄美和光園の火葬場(鹿児島県名瀬市:1964(昭和39)年2月建設)のように、現在使用中のものもある(第2図)。宮古南静園で、火葬業務に従事していた人を取りあげた記事を参考までに11項で紹介しておきたい。

(6) 火葬場建設と予算

火葬場建設にあたっては、特別地方債により70%までその資金を充当することができる。ただ、「火葬場だけ資金を援助することは、「土(埋)葬」を無視することになりその均衡を欠くためそれは行えない」というのが、厚生省の見解である。「火葬」が絶対的でないことは、1990年5月厚生省も沖縄地域での現地視察を踏まえており、地域性の考慮の必要性をあげている。また、南島での固有の習俗である、「洗骨(改葬)」の現状なども聞き取っている。地域性の考慮とは、土葬から火葬へ完全に移行しなければならないという強制権を自治体が発行してしまうことには、少なからず問題があるというものである。火葬場建設が人々の宗教感情を傷つけるも

第3表 沖縄県の火葬場の状況

No.	地域	火葬場名称	経営者	構造	炉数 (基)	許可年月日	所管課	火葬料金 [村内] [村外]	火葬場の建設・改築に至る社会的背景について（行政当局の保存資料から）
1	玉城村	玉城火葬場	村長	アワ石造	2	昭和27年 11月21日	福祉課	10,000 20,000	〔平成2年2月9日；第4回火葬場建設運営委員会、開催→今後とも、村営としていく方針案が可決〕『玉城村火葬場の年間平均使用回数は60回である。村営火葬場は、建設以来36年を経過し建物及び施設も老朽化し、2基ある窯の内1基は使用不能で残り1基も応急処置をして使用している現状である。そのため、改装設備については、島尻消防清掃組合の火葬場計画等も含めて、第3セクター方式、あるいは業者委託か従来通りの村営にするか等の検討を行った』まず、最初に、南部広域で行うか第3セクター方式にするかについては次のような意見がまとめられた。『①南部広域で処理されると、施設の拡張が予想される場所の選定が困難である。また、広域化の計画が具体化されていない現状である。②第3セクター方式に処理されると、営利目的になるので、村民に不利益を与える。③現在地に設置されると火葬件数の増加が予想されるので、付近住民の同意を得るのが困難である。④周辺には、学童保育施設があり、また、学童の通学路でもあり、霊柩車が頻りに往来すると環境的にも好ましくない』また、村直営についての意見は次の通りである。『①現火葬場は建設以来、36年間も村民へ貢献してきた施設であり、村民もその存続を望んでいる。②存続することによって村民に不利不便を与えることなく、また葬祭費の軽減にもなり住民福祉の向上に大きく寄与する。③施設の改築については、付近住民に影響のない近代的な施設にすること』以上のように、十分に審議した結果、村では引続き村直営にすることを決定した。『(火葬場施設の現状)建設年月日 昭和28年1月 用地面積 811㎡ (245坪) 内訳 建物面積39.67㎡ (12坪)、駐車場100㎡ (30坪)、緑地605.33㎡ (183坪)、その他66㎡ (20坪)』
2	読谷村	読谷村火葬場	村長	コンクリート造	2	昭和34年 8月27日	厚生課	5,000 15,000	公有財産台帳(土地) = 『現火葬場用地を昭和34年6月3日に買取(公簿地目は「畑」)』行政財産として管理・運営にあたっている。昭和34年8月27日に建設された火葬場は、前述の台帳記載によれば、「鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建火葬場」となっている。
3	国頭村	国頭村営火葬場	村長	コンクリート造	2	昭和40年 6月19日	管財課	8,000 10,000	【行政側の保存資料はなし】【建設当時、収入役を勤めていたT氏(現、73歳)の手帳からいきさつを記述】〔(T氏の手帳によれば)1964年10月5日に、村長・収入役(=T氏)・厚生課厚生係職員、計3名で他地域の3市町村の火葬場の視察に出向く。①羽地村(現、名護に吸収合併)：設計額、\$3067、炉は1つ。坪数は15.4坪。②名護市屋部：火葬代金は市内居住者、\$6・市外居住者\$7、月5～6体の火葬が行われていた。焼却時間は2時間余り。③本部町：設計額、\$4500・坪数は約20坪。焼却時間は2時間余り。火葬代金は町内居住者は\$5・町外居住者は\$7、月5～6体の火葬が行われていた。国頭村の火葬場建設は1966年度予算で予算化、1966年5月25日に施行された。設計額は\$4500～5000位。このうち、\$4000を県内銀行からの借入金で賄い、建設後4～5年で返済。火葬場設計は名護市内のY氏、

沖縄の火葬場

第3表 (つづき)

No.	地域	火葬場名称	経営者	構造	炉数 (基)	許可年月日	所管課	火葬料金		火葬場の建設・改築に至る社会的背景について（行政当局の保存資料から）
								[村内]	[村外]	
4	豊見城村	(合名)公益社	民営	コンクリート造	4	昭和41年 11月2日	(民営)	35,000		<p>施工は同市内のH氏。] 国頭村の火葬場建設が浮上したのは1963年頃と考えられる。同年、3月29日の記録には、「1964年度予算、火葬場の件」とあり、この頃から話が進められていたのは明らかである。また、建設途中の1965年12月29日、設計を担当したY氏と「現場追加の件、打ち合せ」とあり、これは火葬場の屋根上に水タンクをつける（水道がなかったため）付帯工事についての予算追加の打ち合せであった。このような経緯のもと、建設がなされた。</p> <p>【行政側の保存資料なし】</p>
5	那覇市	安謝火葬場	民営	コンクリート造	6	昭和43年 5月23日	(民営)	35,000		<p>那覇市においては、公共の火葬場が設置されていないことから、地域住民等の需要に対応できない為、その必要性が高くなってきていることもあり、公共での火葬場を建設する為、斎場建設の基本計画を作成することになった。この基本計画の作成にあたっては、(財)日本環境衛生センターが那覇市の委託を受け、報告書を作成している（『那覇市斎場建設基本計画報告書』『那覇市斎場建設基本計画報告書（概要版）』昭和61年12月発行；那覇市保健衛生部）。まず、前掲書「第3章 既設火葬場における概要 3-1 既設火葬場の概要」から紹介する。『那覇市及びその周辺市町村は公営の火葬場がないため、民営の火葬場（安謝火葬場・豊見城火葬場）の2社で火葬を行っている。安謝火葬場及び豊見城火葬場の許可年月日は昭和22年及び36年に設立されており、施設内容としては主に火葬を行う施設でありその他施設が不十分と思われる。このうち本計画の対象区域内にある安謝火葬場の概要を整理してみた。①立地条件等について：本火葬場は、那覇市内の住宅密集地に設置されており民家と隣接している。隣接住宅との仕切りはコンクリートブロック塀で囲み裏面は崖となっている。周辺環境との調和を保つための緑地等の緩衝帯は全くないのが現状である。したがって、隣接住宅が見え、また反面会葬者にとって厳重な葬送行為の中において周囲を気にするような状況下におかれており、やすらぎが得られないような環境下にあるということは、好ましい状況とは言えない。なお、那覇市内にあることから道路交通等の面で利便性は良い。②設備内容等について：施設設備内容としては、火葬炉が6基設備されているが、待合棟、斎場、告別室、作業室などが設備されていなく、いわゆる火葬を行うための場所ではないような施設である。敷地面積も非常に狭く、会葬者の駐車場スペースも10～15台程度であり、火葬又は収骨が他の遺族と重なった場合、路上駐車をしている為、一般交通の妨げになっている場合が見受けられる。火葬炉設備については、再燃焼炉が集合式の再燃焼炉のため、排ガス量の変化に対応することが不十分とみられ、再燃効果はあまりないように思われる。炉内耐火物については、クラック及び脱落が見られ、バーナー側の部分に付着物が見受けられた。このことは、バーナー火力が弱い為バーナーフレーム（火災）が十分先端まで届かないもの</p>

第3表 (つづき)

No.	地域	火葬場名称	経営者	構造	炉数 (基)	許可年月日	所管課	火葬料 金 [村内] [村外]	火葬場の建設・改築に至る社会的背景について (行政当局の保存資料から)
									<p>と考えられる。バーナーについても火葬炉用バーナーでなく、工業用バーナーのようである。』また、前掲書(概要版)の「第2編 計画編 1. 斎場建設の必要性」では次のように述べている。『那覇市及びその周辺の市町村においては、公営の火葬場は設置されておらず、民営の施設で火葬を行っている。火葬場は、本来公共性の非常に高い都市施設であり、民営で行うことは好ましいことではない。』ましてや「墓地及び埋葬等に関する法律」においては、経営主体は原則として地方公共団体に限るとしていることから考えると公共での施設設置を行うことが必要であろう。さらに、民営における火葬場は、2施設あるがどちらも施設内容として十分でなく、ただ火葬を行っているに過ぎない施設であることから、住民へのサービス及び福祉施設的な機能を持った公共の火葬場を設置すべきである。なお、火葬場の設計計画にあたっては、建設予定地を含め周辺環境等の現況調査を十分行い、周辺環境とも調和がとれ地域住民の福祉の為のコミュニティー施設等の設置及び周辺環境の整備にも十分配慮し、さらには、公害の発生しないような施設整備を行い地域住民の同意が得られるような施設づくりが必要であろう』</p>
6	石垣市	石垣市火葬場	市長	コンクリート造	3	昭和43年7月21日	環境衛生課	4,680 5,616	【行政側の保存資料はなし】
7	与那城村	平安座火葬場	区長	コンクリート造	1	昭和44年7月31日	区 営	15,000	<p>【平成2年2月、廃止】昭和58年より使用していない(閉鎖状況)。昭和43年、琉球政府は石油外資4社に外資導入許可、下旬、平安座区民大会でゴルフ社誘致決定、この石油会社の企業誘致で島内の墓地の90% (これらは誘致しようとする会社の土地内にあった)の移転が必要となった。火葬場はこの墓地の遺骨の移動 (=全区民あげての移動)に伴い、新しい墓地を有効に使用するという意味でも、古い遺骨を火葬する必要性から火葬場建設は必要であった。また、島内に火葬場ができると、出費も節約できるという利点があった。これら一連の流れは、平安座自治会発行(昭和60年)の『平安座自治会新築記念 故きを温ねて』の歴史年表(琉球政府時代)に書かれている。主だったものを紹介すると、『昭和44年1月28日焼却炉納入。2月頃、金武・石川・喜如嘉火葬場経営調査。4月5日、火葬場敷地整地開始。6月5日、政府厚生課による火葬場調査。6月6日、同建築許可申請。7月29日、焼却炉テスト。8月2日、火葬場完成。8月6日、火葬場完成お願。8月7日、遺骨焼却開始。8月10日、納骨開始。8月12日、完成祈願祭。8月15日、火葬場周辺整地整備』</p>
8	伊江村	伊江村火葬場	村長	コンクリート造	1	昭和45年5月25日	厚生課	10,000	<p>『(現況及び本事業〔昭和61年度、市町村振興資金事業〕の必要性)本火葬場は、昭和47年に建設され、炉前壁のタイルの剥離、炉内側壁の壁部分の欠落、くずれ等、損傷がひどく改修工事が急務である』</p>

沖縄の火葬場

第3表 (つづき)

No.	地 域	火葬場名称	経営者	構 造	炉数 (基)	許可年月日	所管課	火 葬 料 金		火葬場の建設・改築に至る社会的背景について (行政当局の保存資料から)
								[村内]	[村外]	
9	具志川市	具志川火葬場	民 営	コンクリート造	4	昭和46年 5月11日	(民営)	37,000		【行政側の保存資料はなし】
10	大宜味村	大宜味村火葬場	村 長	コンクリート造	1	昭和46年 9月2日	厚生課	8,000	10,000	<p>火葬場設置に関しては1969年6月9日、役場職員が国頭村・羽地村（現在、名護市に吸収合併）・本部町各役場と現場をそれぞれ回って後、起案書を6月10日付で作成している。それによれば、「当時、国頭村では30坪位・2基、羽地村では16坪位・1基、本部町では15坪・2基の火葬場を有し、大宜味村としては総建坪18坪位、火葬炉1基が適当と考えられる」としている。「場所は、現在の喜如嘉火葬場の敷地を少々整備すれば充分であり、適当だと考えられる。火葬炉1基については、名護保健所衛生課長と話し合ったところ、責任をもって本庁と話し合うということを取り決めしてある。設計は名護在のI設計事務所をお願いすることを話し合っている。尚、衛生課長との話し合いでは1970年度では無理だが、1971年度予算において、補助金を出すよう努力するとのことであった。設計見積については、概算はいつでも見積ができるようである」その後、火葬場建設にあたっては1969年9月24日付で、琉球政府厚生局長宛に陳情がなされている。内容は次の通りである。「火葬場建設資金補助金交付について（陳情）大宜味村喜如嘉火葬場は1952年に建設致したのでありますが、施設が古くなり村民は他村の施設（火葬場）を使用して大変不便を致しているのとあります。村民よりも村営火葬場の建設について強い要望があるのとありますが、建設資金が多額を要するので自己財源のみでの建設は貧弱な村財政に加重な負担となり建設に支障をきたしておる現状であります。幸いに政府におかれましても、環境衛生の向上を計り、地方住民の福祉向上のために火葬場施設補助金をだされておられ、補助制度に感謝し、大きく期待をよせておるのであります。当村におきましても下記によりまして、1971年度に火葬場を建設する計画を致しておりますので特別なるご配慮をもちまして補助金を交付下さるよう陳情致します。記 火葬場建設資金見積書 総工費 \$ 21400 内訳火葬場建設費25坪× \$ 400 = \$ 10000 土地購入及び整地費 \$ 6500 土止め擁壁及び護岸費 \$ 4900」その後、1970年7月30日付で、立法院社大党議員宛に陳情がなされている。前回と同様、大宜味村長よりの発信である。内容は次の通りである。「大宜味村喜如嘉火葬場は、敗戦後間もない1952年喜如嘉部落営として建設された。当時は社会的にも不安定の時期でありましたが、喜如嘉部落民の生活改善の意欲により、ほかに先駆けて建設を致したのであります。その後、地域の利用に長期にわたり共してきたのでありますが、施設が古くなり、ほとんど使用不能となっております。その再建については、喜如嘉部落より村営にして、再建してもらおうよう要望があり、村民よりも早く再建するよう強い要望がありますので、村と致しましても、1971年後に建設すべく計画致し、行政府に陳情致したのでありますが、1971年度の政府予算参考案に計上されていないとのこととありますので、特別の配慮を下され予算化して下さるよう別紙厚生局長への陳情書の写</p>

第3表 (つづき)

No.	地域	火葬場名称	経営者	構造	炉数 (基)	許可年月日	所管課	火葬料 [村内]	金 [村外]	火葬場の建設・改築に至る社会的背景について (行政当局の保存資料から)
11	沖縄市	沖縄斎場	民営	コンクリート造	5	昭和51年 2月7日	(民営)	35,000		<p>しを添えて陳情致します」1971年8月11日付で、大宜味村が琉球政府行政主席宛に提出した、「火葬場経営許可申請書」の申請理由、並びに、その他参考事項には次のようなことが書かれている。「(申請の理由) 公衆衛生その他の見地から死体の埋葬を合理的に支障なく行うことにより地域住民の福祉増進をはかりたい」「(その他参考事項) 喜如嘉火葬場経営廃止により同敷地及び周辺の原野を村が買収し現在村営の火葬場施設新設工事中である1号線及び部落から遠く離れ、火葬場として最適な場所である」</p> <p>【行政側の保存資料はなし】火葬場建設当時、保健衛生課長であったI氏(現在、67歳)の話。現在の火葬場ができる以前は昭和24年頃に建設された火葬場があった。その後、この火葬場が立ち退いて別の場所に、現在の火葬場が建設された。昭和48年第3セクター方式で民間(〇社)と市側が出資し合って現火葬場をつくった。その後、昭和51年2月に〇社の経営に変わった。現火葬場に、旧火葬場が移るには長い歳月を要した。旧火葬場は個人経営であったが、立地条件が非常に悪かった。「墓地埋葬等に関する法律」の設置基準に引っかかり(①河川から20メートル位に位置し、火葬後の残灰が川に入る、などの河川の汚染、②同様に汚染の問題で、この火葬場は水源地の上流に位置し、飲料水の汚染が懸念された)、終戦直後から火葬場問題は(1)候補地の模索、(2)建設資金面の問題、と以前から保健衛生課長の申し送り事項となっており、「難渋の時代」を繰り返していたが、沖縄市の市政施行以来、その問題も解決されてきた。</p>
12	今帰仁村	今帰仁村営火葬場	村長	コンクリート造	2	昭和51年 6月26日	住民課	8,000	13,000	<p>【行政側の保存資料なし】火葬場建設は昭和46年。以後、昭和51年8月全面改築。平成元年2月、窯部分を改修工事。火葬場建設に至る最初の動きは婦人団体の立ち上がりから、村民世論となり村の生活委員会が動きだした。生活改善運動の一環として火葬場建設は位置づけられる。既に、当時は本部町・名護市に火葬場ができており、近隣市町にならって村側も村内の盛り上がりに応えた〔役場厚生課保健衛生係〕。</p>
13	仲里村	久米島総合施設組合火葬場	組合	コンクリート造	2	昭和53年 9月27日	一部事務組合	8,000		<p>『久米島はこれまで埋葬を慣習としているが、特に埋葬方式は洗骨等の問題と合わせて衛生上からも放置出来ない問題であり、婦人会や青年会を中心に一般住民としても早急に火葬方式に改めるべきだとの声が高まっている。また、最近では観光客をはじめ島外からの入込みも多く、これらの外来者の水難事故も多くなっており、その遺体処理にも度々問題が起きている。このような旧習や問題を解消するためにも一日でも早く清潔で近代的な火葬場が出来ることを望んでいる』</p>

沖縄の火葬場

第3表 (つづき)

No.	地域	火葬場名称	経営者	構造	炉数 (基)	許可年月日	所管課	火葬料金 [村内] [村外]	火葬場の建設・改築に至る社会的背景について (行政当局の保存資料から)
14	本部町	本部火葬場	町長	コンクリート造	2	昭和54年 11月21日	厚生課	10,000 13,000	『(必要性) 本町は、国際海洋博覧会を契機に住みよい明るい快適な国際観光文化都市づくりを旨とし、生活水準の向上と生活様式の変化に対応した施策を積極的に展開している。火葬場は、いうまでもなく人生終えんの儀礼を執り行う場として荘重で厳粛な雰囲気損なうことのないよう心を配った漸新な機能を有する施設でなければならない。現在、計画をすすめている火葬場は近代的なものであると同時に悪臭のないばい煙の出ない煙突なども外からは見えないような公害防止対策が完璧に考慮された施設である。最近では農村の都市化が著しいものがある。行政に携わる者は常に町民の声に即応できる施設が必要とされる。(理由) 当該地〔＝本部町字渡久地喜志原〕においては、昭和31年8月に本部町営火葬場が建設され、長年にわたって町民の環境衛生に寄与してきたが、昭和53年11月の火葬炉が破壊したため、今回新設することになった。新設火葬場の選定にあたっては、当該地が従来の火葬場敷地であること、町の南北のほぼ中央に位置し町民が最も利用しやすい場所であること、市街地化動向から将来においても市街化する傾向が極めて少ないこと、幹線道路から奥に入った位置にあり人目にふれにくいこと及び土地利用関係規制法上も支障がないこと等から当該地を決定した』
15	名護市	名護市葬斎場	市長	コンクリート造	3	昭和55年 2月25日	衛生課	7,000 14,000	『(位置決定の理由) ①火葬場利用状況：本市には、現在2カ所3基(名護2基、羽地1基)の火葬場があるが、昭和50年～52年3カ年の利用状況は、名護火葬場572人・65%、羽地火葬場302人・35%である。②道路状況：市街地には本部循環線、及び県道116号線、国道58号線及び国道バイパスが為又から伊差川まで予定されており、本市都市計画では宮里から北区へ延びる内環状線も予定され道路状況からして本予定地は適当である。③地域からの距離：本市は5地域から成り、各支所前から予定地までの距離は屋部支所前～4.2キロ・羽地支所前～6.1キロ・屋我地支所前～12.4キロ・久志支所前～12.5キロ、となっている。本予定地は全地域からのほぼ中心点にあり人口集落距離的に適当な場所に位置している。④予定地の住居分布状況：予定地の周辺は、原野と墓地がほとんどである。500メートル以内の住居は3戸あるが霊園地内であり、私有地の墓地の建売化が進むものと思われる。⑤地形および周辺の状況：当該地は、小高い原野の盆地に当り周辺には、市直営の不燃物埋立場がある。昭和21年2月に火葬場が建設されて以来、周辺地域は墓地化が進み、生活環境とは分断されているので、火葬場建設が周辺地域の土地利用に悪い影響を及ぼすことは予想されない。⑥予定地の現況：現況は原野であり、現在使用中の火葬場がある。なお、本市所有の土地であり、周辺土地利用現況と見合わせても問題はない』以上は、火葬場建設についての起案(昭和54年1月)による。

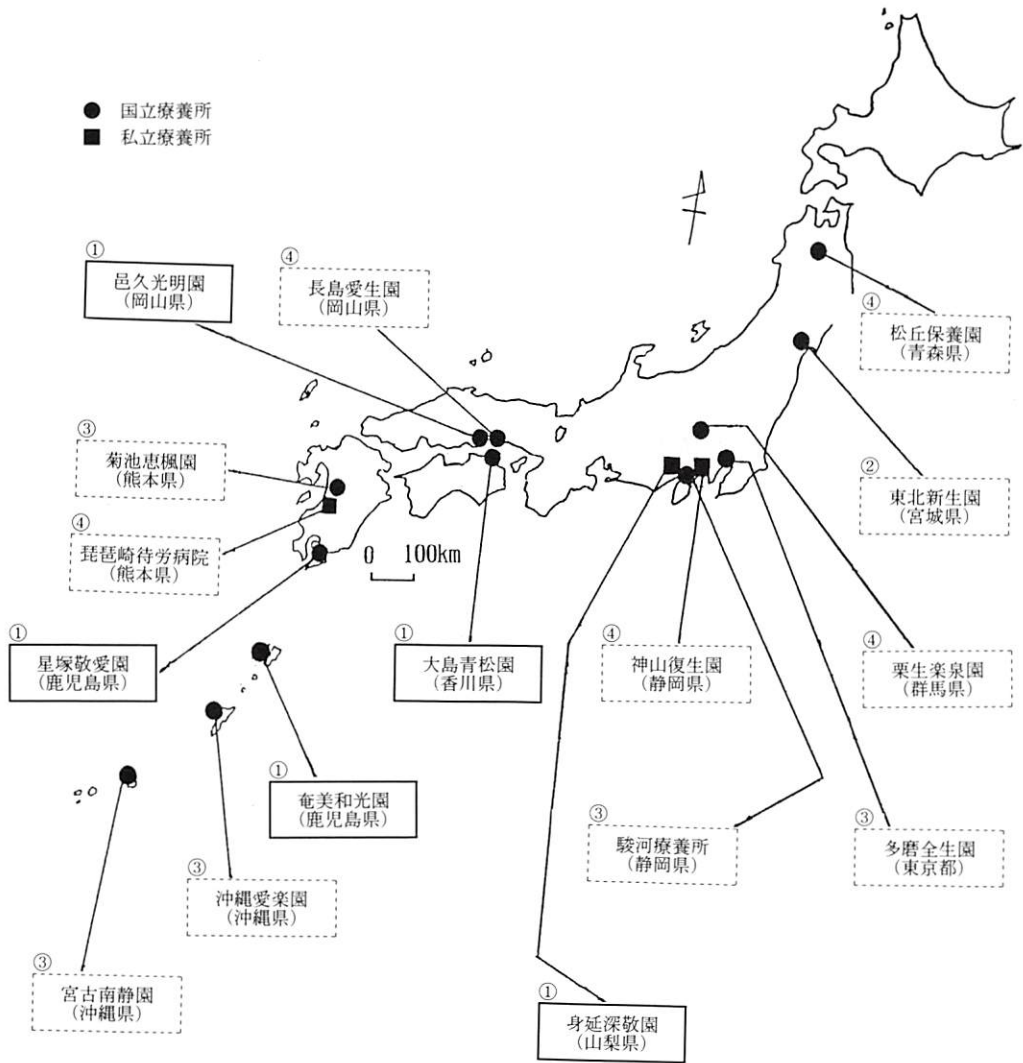
第3表 (つづき)

No	地 域	火 葬 場 名 称	経 営 者	構 造	炉数 (基)	許可年月日	所管課	火 葬 料 金		火葬場の建設・改築に至る社会的背景について (行政当局の保存資料から)
								[村内]	[村外]	
16	南大東村	南大東村営 火 葬 場	村 長	コンクリ ート造	1	昭和56年 1月8日	総務課	15,000		『南大東村には斎場が無いため、火葬場は墓地付近の一角にセメントブロックで形ばかりの三方を囲んだ場所に薪を積み重ね、その上に棺を置いて焼くという原始的な方法で行っている。このことは遺族の精神的な苦痛と火葬作業の従事者にとっても甚え難い不快なことである。また、周囲が防潮林であるため、飛火による火災のおそれもあり、消防車の配置や、雨が降ると火葬を晴れるまで待つ不便な状況にある』
17	金 武 町	金武町火葬場	村 長	コンクリ ート造	2	昭和56年 10月30日	厚生課	7,000	16,000	昭和57年2月、旧火葬場の取り壊しについての議案の議会提出＝『金武町火葬場を新築したので昭和30年8月17日付許可になった旧建物を取り壊したいので議会の議決を求めます。昭和57年2月12日提出 金武町長』金武町の場合、火葬場工事の財源内訳が防衛施設調整交付金によることが特色である。1200万円余りの用地購入費の全部をこの財源で賄っている。また、火葬場出入口道路及び駐車場造成工事(設計及び現場技術業務委託料を含む)の費用、金額にして2000万円余りの内、37%を同様にこの財源で賄っている。金武町は在留米軍の「基地の町」である。金武町の火葬場事業は、『防衛施設周辺の生活環境の整備事業の一環として住民福祉に寄与している施設である(火葬場工事の概況、の冒頭部に記載)』と、述べられているように資金がこの町の特色を表している。
18	伊良部町	伊良部町営 火葬場施設	町 長	コンクリ ート造	1	昭和56年 11月21日	保健衛 生課	10,000	15,000	『伊良部村には火葬場がなく現在まで埋葬を行っているが、住民の設置要望もあり、公衆衛生面からも火葬場の施設の設置が必要である』
19	北大東村	長 楽 宛	村 長	コンクリ ート造	1	昭和57年 9月28日	総務課	15,000		『北大東村においては、死亡者の遺体は従来火葬を行ってきたが、火葬の施設は無く野原で薪を積みその上に棺桶をのせて焼く火葬を行っている現状であり、非常に見苦しいやり方で村民から早急に火葬場を造ってもらいたいとの要望が強く、村としても環境の面からも一日も早く火葬場を造らなければならないとして計画している。そこで、北大東村字南に火葬場を設置したい』
20	平 良 市	白川葬斎場	民 営	コンクリ ート造	2	昭和58年 3月2日	(民営) (市補助30,000)	55,000		『宮古島における火葬場の設置については、これまで平良市に民営の宮古中央火葬場と国立療養所宮古南静園専用としての火葬場があったが、一般住民の利用する宮古火葬場は近年施設周辺地域における宅地化の進行に伴い生活環境上、撤去を余儀なくされ昭和55年3月に県に売却し、撤去されており現在、国立療養所宮古南静園の火葬場の利用をお願いしている現状にある。しかしながら、当火葬場は昭和43年10月に建築された施設で、老朽化し、腐食が著しく本体各部の補修をしなければ本年中(昭和56年)に使用不能になる旨、当園より早急に公共の火葬場を設置するよう要望書が市に提出されている。又、住民の切実な問題とし

第3表 (つづき)

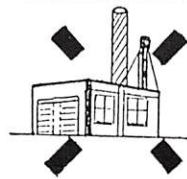
No.	地 域	火葬場名称	経営者 構 造	伊数 (基)	許可年月日	所管課	火 葬 料 金		火葬場の建設・改築に至る社会的背景について (行政当局の保存資料から)
							[村内]	[村外]	
21	伊是名村	伊是名村火葬場	村 長 コンクリ ート造	1	昭和58年 9月22日	福祉課	10,000		て要望が強く緊急且つ重要な施策として計画をすすめているが、本市の乏しい財政での建設費捻出は困難である。なお、宮古広域市町村圏協議会においても住民の要望があるので、広域事業として検討をすすめている』
22	石川市	石川葬斎場	財 団 コンクリ ート造	2	昭和60年 6月25日	公 益	35,000		『火葬場新設に関する資料』『(現火葬場は) 火葬場の設置経営については、その施設の性格上、市町村などの地方公共団体が行うことが望ましいものであるが、石川市の財政事情は極めて厳しいものがり、これを許し難く、半永久的にこの種の事業を経営することは極めて困難であると思料される。火葬場という特殊性から、これまで宗教法人や公益法人関係からの火葬場経営についての相談を受けたことはなく、また市当局からこれら法人に火葬場経営についての打診および公告することは事実上難しい問題である。火葬場経営者のA氏は昭和53年1月死去したため長男B氏が農作業のかたわら火葬場を経営管理していたが、それが充分出来ず家族または在住する市民の間にも後継者がなかなか見当らず、その間他市町村の火葬場利用者が多々あり、地域住民に有形無形の不便をきたしていたが、幸いにして、T氏から経営についての申し出があったので現在まで事実上の経営者として地域住民に貢献をし、また、市民からも多大な信頼を受け喜ばれている。個人の経営により将来赤字経営で、その火葬場の維持継続が困難な状態になった場合は、市は行政サイドから積極的に財政援助をすることを考えてある』
23	伊平屋村	伊平屋村火葬場	村 長 コンクリ ート造	1	昭和63年 11月7日	民政課			『伊平屋村は約千5百人の人口を擁しながら火葬場がないため今尚昔ながらの埋葬風習を余儀なくされているところであるが、住民の公衆衛生思想の向上にともない、火葬場の設置について強い要望がでている。これらの埋葬には生活環境からしても問題である』

沖縄の火葬場



火葬場
あり

①使用中



火葬場
なし

②使用停止 ④なし
③廃止

第2図 各療養所と火葬場の有無

のであってはならないことについては、次項(7項)でも述べるが、特に配慮しなければならない事項である。

次に、予算的な面であるが、『国民衛生の動向(1989)』によれば、火葬場建設予算は年金積立金還元融資制度等に基づく資金があるとされる。しかし、沖縄県における火葬場の調査結果からは、この制度を用いた自治体を確認することは出来ていない。

反面、建設にあたっての資金面では、いくつか特徴的な自治体があった。例えば、金武町は建設資金を基地周辺整備事業(=基地周辺整備法)の一環として計上している。同様な事例は、沖縄市にもみられる。広大な軍用地を抱えていた沖縄市では軍用地の一部使用許可により火葬場・墓地霊園を設置している。沖縄市の場合、1973年に第3セクター方式で甲社と沖縄市が出資しあって現在の火葬場を作っている。全自治体における火葬場建設の資金の確認ができた訳ではないが、軍用基地を抱える沖縄県の場合、金武町と同様な事例はまだあると思える。

資金面に関して特徴的な事例もある。現在、廃止されている平安座区営の火葬場の場合、自治体の企業誘致による石油会社の島内進出のため敷地を整備する必要性から、墓地の集団移転、またその後の古い遺骨の火葬を目的として、企業の全面的な資金補助を得て火葬場が作られた。この火葬場も老朽化が進み、近隣の自治体の火葬場を利用することで現在のものは廃止になった。年間の利用者数が少ないため、新設には至らなかったのである。

(7) 認知されにくい火葬場

住民対策(建設反対)の一環として、自治体側も国庫補助制度の活用を求める風潮が昨今強くなっている。つまり、補助金が付くことは自治体にとって、「国も認めてくれた」という強みになるからである。このため、制度に頼るが、金額にはこだわらないという自治体も多くなっ

ている。

近年、火葬場を設置した伊平屋村、また設置予定の与論町でも火葬場建設に対する地域住民へのアンケート調査が実施されている。とりわけ、与論町では全世帯を対象に意見を聞いている。このように、これら両町村では「賛成多数」の結果を経て、建設計画を進めている。

「墓地埋葬等に関する法律(以下、「墓埋法」と略す)」は、「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他の福祉の見地から、支障なく行われること」を目的としており、火葬場設置に関わる宗教的感情の一つの表れとも言える。従来の葬法の継続を望む反対の声、なども自治体の対応が迫られるところである。

火葬場建設は多くの自治体で一つの難題として扱われてきた。例えば、沖縄市では従来、火葬場移転に伴う新規建設は「これまで、課長の申し送り事項だった」と元職員が言うように、解決が延びてきた懸案事項でもあった。同様な自治体の例は他にも聞かれる。

(8) 火葬場の条件

現代の火葬場は、①無煙、②無臭、③無音、の3条件が揃うことが絶対条件である。しかし、環境庁の公害規則(大気汚染防止法、あるいは悪臭防止法といった公衆衛生上の規則)の対象にはなっていない。このため、地域住民が最高のレベルの施設を求めても、作る側(=財政当局)は最低限のものを求めているため、その歪は大きい。

火葬場建設にあたっては、様々な分析がなされている。例えば、地域分析では、①交通接近条件:バス停までの距離、役所までの距離、市域までの距離など、②環境条件:日照・通風など自然的条件、近隣地域の市街化状況など、③宅地造成条件:宅地としての有効利用度、④行政的条件:都市計画法に基づく用途地域の定め の是非、と言った近隣地域の状況把握などを行

う。自治体自らが行うこともあれば、那覇市のように（財）日本環境衛生センターといった外部に依頼している自治体もある。

1988年8月、厚生省は各都道府県に「火葬場施設整備状況等実態調査」を実施、都道府県下における市町村及び民間火葬場経営者を対象に火葬場施設の実態をアンケート調査している。

この調査は、最近の生活環境の変化、技術の進歩等に伴いその維持管理、施設の改善策が問題として提起されていることに鑑みての調査である。

環境衛生行政が進めている、火葬場施設整備は今後、重要な課題となると考えられる。

(9) 火葬場と死生観

火葬場未設置の自治体でもその関心は大きい。例えば、与論島では火葬場建設がやがて実現されるものと考えられる。しかし、候補地の選定・予算の問題など様々な問題があり、建設はスムーズに行かないのが現状である。

与論島では現在まで洗骨が行われると共に、南島独自の死生観の残存が濃い島でもある。その一つが、「自宅死亡」という死の場所に関してである。与論島では、現在でも「自宅死亡」の傾向にあり（これらは、過去14年間に及ぶ「死亡診断書」、「死亡届」から分析）、島外入院者も「死」が間近になると、自宅に戻り死亡するという傾向が強いことがこれまでの調査から判明した。死が自宅で迎えられないと家族は困ったことになるのである。この背景には「魂（マブイ）よせ」という「死」の儀礼が関与している。自宅以外の死は、「魂（マブイ）よせ」という死者儀礼によって、通常の死のあり方（自宅死の場合）に戻る。このため、島外での死は家族にとってより困った状況に置かれるのである。また、沖縄県の研修医指定病院（琉球大学医学部付属病院と県立中部病院）の剖検率（病理解剖率）を見ると、全国の新設医科大学が7割前後の高率をあげているのに対し、3割に満

たないという現状があるように、南島では地域の死生観が鋭敏に反映している（近藤，1989）。

火葬場という「死」の受容は葬法の変遷をもたらす。与論島のように、「死」が日常生活の場で身近なものとなっている地域では、「死」が単にものの「死」では終わっていない。

(10) 民営の火葬場

沖縄県における民営の火葬場は豊見城村・那覇市・具志川市・沖縄市・平良市にあり、都市域における広域的な火葬場となっている。

1983（昭和58）年9月、民営の甲社K氏の呼びかけで民営火葬場の結末と互助会対策のために、（社）沖縄県火葬場組合が設立された。加盟社数は現在、前述の4市1町の5社である。

民営の火葬場についても、建設年代を正確に知ることは難しい。例えば、豊見城村・具志川市・石川市では、経営者が2代目であること、ある方から譲り受けて所有していること、などにより建設年代を突き止めるのは困難な現状である。下記は、久高洋子氏の回答による3施設の背景である。

石川火葬場：現在の石川火葬場は、1976～1977（昭和51～52）年頃に、石川市字石川2746-2番地に故C氏が石川市石川261番地K氏から譲り受けたもので、その2～3年後に現在地の石川市石川西原2995-2番地に新たに建築、移転した。現在の所有者は、次男のHC氏。

具志川火葬場：以前は、具志川市の現松原団地付近に所在していたが、1971（昭和46）年に現在地に移転。所有者はT氏。その娘婿が現社長。設立は1959～1960（昭和34～35）年頃、保健所が火葬場建設を推進する中、T氏にその話がもちかけられたのがきっかけ。当時の具志川市火葬場は、レンガ造りで燃焼には廃材になっていた電柱などを使用、完全に焼き上がらないこともしばしばでかなり苦労していた模様。

豊見城火葬場：豊見城火葬場については、所在地・所有者も当時から変更はないので、建築年度についても、1966（昭和41）年にはぼまちがないものと思われる。所有者は現社長の父親であるG氏。

安謝火葬場：設立は戦後すぐの1947（昭和22）年頃と思われる。戦後、米軍や保健所などの指導で設立されたものと思われる。

久高氏によれば、火葬場建設以前、死者は墓に葬られるが、短期間のうち（白骨化しないうち）に続けて死者が出た場合、墓に入りきれないのでやむを得ず、遺体をカマで切断して直接骨壺に納めることもあった、という。また、伝染病で死亡した場合、その他諸々の事情から保健所では、各市町村に火葬場建設を推進していたものと思われる。

11) 火葬に携わる人

火葬業務に従事する人（あるいは、従事した人）から火葬場建設の社会・文化的背景を聞き出せばより充実した資料が得られるのであるが、ここでは記載されたものから、ある一例を取り上げておきたい。あえて、ここでこの事例を出すのは「死」を見据える重要な資料と思えるからである。本節5項でハンセン病施設の火葬場を紹介したが、そこで火葬業務に従事した人（＝入園者）を紹介した一節（藤原、1982）を記載する。

「（中略）昭和23年に、今でいう患者自治会「相愛会」が誕生した。患者の不公平な農耕地の所有を是正したり、密漁を禁止するなど、生活改善に腐心した。Aさんは相愛会の要請で庶務を担当し、今日に至ったというが、今は耳も遠くなり、むずかしいことはしたくないという。そんなAさんにまわってきたのが火葬の仕事であった。1人でやっていた療友のBさんから、淋しくてたまらないから一緒にやってくれないかと頼まれ重い腰をあげたそうだ。初めのうちは怖くて怖くて仕方がなかったが、今ではすっ

かり慣れて気楽だという。「人が嫌がる仕事だから周囲から文句も言われぬサ」。かまに棺を収めて焼きあがるまでは2～3時間、最初にバーナーをしっかりと調節すれば、1時間ほど海岸を散歩する。それからもういちどバーナーの具合をみて焼きあがるのを待つ。たまたま、私の滞在中に町の人の火葬があった。宮古島には町の火葬場がないので、南静園の火葬場が一手に引き受けている。そんなわけで、ときには連日のように働くこともあるそうだ。夕刻の4時を過ぎたころ、ゴウゴウというバーナーの音が宿舎に聞こえてきた。翌朝、遺骨引き渡しのため、Aさんは出かけて行った。入口をあけると祭壇があった。Aさんは深々と頭を下げてから炉の扉を開き、台車を引き出して丁寧に遺骨の周囲を掃き清めた。私が宿舎にもどって、この稿を書いていると、10時過ぎに火葬場のまわりに大勢の人たちが集まっているのが見えた。遺族たちによって収骨が始まったようだ。やがて宿舎の前を10台余りの自動車が喪服の人たちを乗せて走り去っていった。その昔、南静園は人の冷たい目を避け、町から8キロも離れた島尻の地に誕生した。それから50年、ハンセン病の理解は進んだという今日、人の嫌がる火葬の務を島の住民に代わってやっている（後略）。

IV おわりに

戦後の墓地行政は1948（昭和23）年に制定された「墓埋法」により厚生省所管となっているが、戦前は1884（明治17）年に通達された「墓地及び埋葬取締規則」による警察所管であったところに特徴がある。現在、火葬場は衛生行政の対象と考えられ、国段階では厚生省生活衛生局企画課が所管し、県段階では環境保健部（沖縄県）、許認可の窓口と台帳の管理は各自自治体（＝沖縄県、鹿児島県は各保健所）が所管している。

火葬率は統計を開始した1915（大正4）年に

43.2%であったのが、昭和10（1935）年代に埋葬率を上回り、1988（昭和63）年には96.2%に達している。わが国は、他国をよせつけないほどの世界一の火葬国であるが、一方では土葬地域の残存もみられる。和歌山県橋本市などのように、大阪市内から1時間以内の地域でも土葬が行われていたり、高知県のように多くの市町村でその残存がみられる地域もある。

埋葬・火葬は、「墓埋法」によって、墓地の経営・管理と同様、「公衆衛生や国民感情、公共の福祉に対して十分配慮しなくてはならないこと」とされているが、そのためには地域の現況を行政当局は可能な限り把握しておく必要があると思われる。また、今後、行政当局にとっても「死」への対応の必要性が増してくると考えられる。とりわけ、まちづくりや市民生活の精神的安定を計る上で、重要な施策がなされる必要があるという点である。今後とも、自治体は合理的な根拠のある主張に目を向けるべきであり、地域住民の主張をできる限り反映させると共に、地域の慣習を考えれば、全国を一葉（例えば、東京都に倣うという追従型）に考えていくべきではない。また、浅香（1990）が述べるように、古い火葬場を町並み保存のように残すことも必要であろう。

本稿では、いささか冗長になりはしないかと思ったが、ハンセンという医療施設の中での「死」を考える上で、3章2節11項で火葬業務に従事したAさんの事例を紹介した。南島での死を考えると、このことも忘れてはならない事項であると思える。このように、火葬場は様々な社会・文化的背景を語ってくれる施設である。

今後、火葬場という施設を通して、「死に関する地域住民の意識」というテーマにも迫ってみたい。このようなテーマは一般的には触れようとしなないものであろうが、「死」に対する意識をしっかりとさせる上でも重要な課題であると

筆者は考える。

本調査研究を行うにあたり、各自治体の担当の方々には資料の入手、現地への案内などで非常にお世話になりました。また、久高洋子氏（沖縄県火葬場施設事業協同組合）には資料の提供など、多々便宜を取り計らって頂きましたことに深く感謝致します。さらに、久高氏からは「火葬場建設について、保健所がどのように自治体に働きかけたかについても調査する必要がある」という御指摘をいただきました。今後、資料を構築できればと思います。簡単ではありますが、紙面を借りてお礼を述べます。

なお、本研究はトヨタ財団個人奨励研究、研究課題「死の場所をめぐる公衆衛生・人類生態学的研究——変容する南島文化の現況から——」（助成番号：90-I-190）により研究を行いました。研究課題の一群の報告である本稿を終えるにあたって、当財団から研究助成を得たことを、あわせて付記しておきます。

注

- 1) 付表を参照のこと。これにより、各都道府県別の火葬場数の年次別推移がわかる。また、大正時代～昭和初期において、沖縄県・鹿児島県は火葬場数が非常に少ない自治体であったことがわかる。
- 2) 『沖縄民俗』第9号、p.45「洗骨から火葬」の箇所を引用したが、各章各項の執筆分担などが記載されていないため、著者名は不明である。
- 3) ①の事例には伊是名村、伊平屋村などの自治体がある。「伊是名村は約2,200人の人口を擁しながら、火葬場がないために今なお昔ながらの埋葬風習を余儀なくされているところであるが、住民の公衆衛生思想の向上に伴い、火葬場の設置について強い要望がでている。これらの埋葬には生活環境からしても問題がある。伊平屋村も約1,500人の人口を擁しながら、火葬場がなく、伊是名村と全く同じ問題をかかえている。

②では、今帰仁村・大宜味村（とりわけ大宜味村の場合、宮里（1987）にそのいきさつが詳しく描かれている）がある。

③では、北大東村、南大東村の事例があげられる。北大東村においては、死亡者の遺体は従来火葬を行ってきたが、火葬の施設は無く野原で薪を積みその上に棺桶をのせて焼く火葬を行っている現状であり、非常に見苦しいやり方で村民から早急に火葬場を造ってもらいたいとの要望が強く、村としても環境の面からも一日も早く火葬場を造らなければならないとして計画している。そこで、北大東村字南に火葬場を設置したい、南大東村には斎場がないため、火葬場は墓地付近の一角にセメントブロックで形ばかりの三方を囲んだ場所に薪を積み重ね、その上に棺を置いて焼くという原始的な方法で行っている。このことは遺族の精神的な苦痛と火葬作業の従事者にとっても堪え難い不快なことがある。また、周囲が防風林であるため、飛火による火災のおそれもあり、雨が降ると火葬を晴れるまで待つ不便な状況にある。

文 献

- 浅香勝輔・八木澤壯一（1983）：『火葬場』大明堂。
浅香勝輔（1990）：墓地から出発した火葬場とその系譜。地理，35-8。
厚生統計協会編（1956）：『(昭和30年)衛生年報』厚生統計協会。
厚生統計協会編（1989）：『(1989年)国民衛生の動向』厚生統計協会。
厚生省大臣官房統計情報部編（1965～1988）：『衛生業務報告（厚生省報告例）』厚生統計協会。
近藤功行（1989）：剖検率及び火葬率に見る南島の宗教観。徳之島郷土研究会報，15。
名嘉真宜勝編（1965）：沖縄民俗，9。
西原町史編纂委員会編（1984）：『西原町史（第2巻資料編1 文献資料）』。
藤原偉作（1982）：人物紹介 宮古島の片隅で。あ
る群像，43。
宮里 悦（1987）：『やんばる女一代記——宮里悦
自伝』沖縄タイムス社。

付表 火葬場数の都道府県別推移 (1915~1988年)

年次	火葬場数 (1915~1988年)															
	大正4年 1915	大正9年 1920	大正14年 1925	昭和5年 1930	昭和10年 1935	昭和15年 1940	昭和20年 1945	昭和27年 1952	昭和31年 1956	昭和35年 1960	昭和40年 1965	昭和45年 1970	昭和50年 1975	昭和55年 1980	昭和60年 1985	昭和63年 1988
全国	36454	36803	36652	35012	34718	33731	3157	26089	24902	24385	24153	22643	19022	15393	13148	10884
北海道	789	902	1066	1001	1096	1183	—	1145	1154	1199	1256	1191	911	590	357	246
青森	294	292	297	229	302	286	—	233	154	230	231	298	178	110	100	83
岩手	315	319	305	305	317	320	—	53	219	73	88	72	52	40	42	40
宮城	101	126	128	139	142	143	—	41	38	44	46	43	37	36	30	30
秋田	269	278	291	279	282	287	—	173	175	129	83	30	50	86	31	31
山形	899	911	929	940	957	949	951	1097	902	889	894	894	752	83	51	39
福島	869	821	870	803	808	810	—	39	90	98	83	48	34	38	30	30
茨城	295	241	147	158	81	79	—	48	33	42	41	30	27	26	24	27
栃木	392	400	408	411	244	171	—	100	100	93	41	30	21	14	13	13
群馬	532	571	563	396	406	450	—	150	28	31	28	25	20	20	20	21
埼玉	771	744	654	524	446	444	444	50	53	35	28	24	23	21	20	20
千葉	643	650	579	587	592	594	—	31	50	61	60	32	37	34	31	30
東京	96	55	174	147	137	139	—	20	19	18	19	21	21	24	24	23
神奈川	471	457	403	370	347	244	—	46	44	30	25	20	20	15	19	19
新潟	3239	3238	3243	2982	2989	2988	—	2816	2823	2771	2672	2559	1893	1615	985	477
富山	1635	1575	1570	1576	1593	1588	—	1378	1249	1425	1438	1171	1288	1280	959	71
山形	1809	1829	1837	1840	1840	1798	1736	1788	1796	1824	1665	1448	1419	1414	1424	1426
福島	1598	1619	1613	1596	1581	1575	—	1262	1096	1334	1336	1261	1135	1017	937	874
山梨	252	247	243	208	206	201	—	55	35	16	26	17	11	11	11	12
長野	1011	1036	1012	919	897	900	—	524	368	350	390	380	257	231	213	203
岐阜	1341	1297	1315	1270	1261	1117	—	1278	1140	1084	1778	1120	799	830	808	754
静岡	1313	1361	1295	1285	1261	1197	—	954	808	759	754	696	51	47	45	41
愛知	1896	1782	1742	1699	1744	1604	—	1661	1611	1334	1162	1042	941	855	679	554
三重	1257	1159	1136	1142	1157	1164	—	955	959	1001	1019	1033	1379	892	896	894
滋賀	164	143	156	169	170	181	—	147	153	154	170	167	171	175	170	163
京都	70	71	73	80	80	77	—	54	56	55	64	62	59	53	50	49
大阪	615	610	599	571	533	514	—	534	552	522	399	273	259	193	201	157
兵庫	1702	1725	1723	1606	1568	1365	—	1002	893	1276	1304	1296	1277	97	86	87
奈良	381	383	369	373	355	334	—	256	263	131	190	202	154	183	164	153
和歌山	434	462	440	505	502	457	—	370	362	409	409	378	183	173	211	211
鳥取	458	468	471	486	488	484	—	391	391	394	399	402	402	397	204	204
島根	984	1003	1018	1017	1030	899	—	697	686	588	450	253	241	244	89	170
岡山	1084	1172	1190	1197	1165	1128	—	165	72	103	788	790	607	631	602	515
広島	3037	3197	3295	3004	3018	2993	—	3022	3104	3007	2846	2829	2089	2399	2617	2339
山口	1231	1271	1289	1217	1208	1158	—	510	434	597	576	396	411	244	216	206
徳島	105	109	113	107	94	89	—	91	79	65	48	37	27	25	24	21
香川	1338	1330	1314	1267	1274	1269	—	1084	1171	644	633	907	537	370	308	234
愛媛	611	630	682	318	320	316	—	190	206	211	262	217	101	170	84	72
高知	3	3	6	5	5	4	—	8	10	11	11	12	11	12	12	12
福岡	416	423	453	487	466	521	—	429	353	329	304	243	197	116	98	85
佐賀	67	85	87	91	99	99	—	83	83	82	71	62	53	34	32	31
長崎	728	788	755	801	748	748	—	562	490	353	65	70	74	70	49	45
熊本	310	311	312	257	260	210	—	124	123	89	79	70	65	52	51	45
大分	597	651	444	602	610	608	—	444	444	457	483	397	78	74	62	58
宮崎	30	33	32	34	22	21	26	15	13	16	15	15	13	12	12	12
鹿児島	1	2	5	10	14	17	—	14	20	22	24	30	33	34	35	34
沖縄	1	3	3	2	3	8	—	—	—	—	—	—	18	18	22	23

沖縄の火葬場